

NPO法人マンション管理支援の関住協 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人マンション管理支援の関住協という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、会員相互の協力によってマンションの管理運営上の諸問題に関する経験の交流、情報の交換、学習、教育を通じて、適正な維持・管理の方法を追求することで、管理組合と区分所有者が集団としての管理及び合意形成能力を高めていく。さらにマンションの適正な管理に必要な制度を確立するための諸方策を推進することにより、管理組合の事業と行政や地域共同社会との調和・連携を促進し、もって住環境の保全・改善とまちづくりの推進を図り、またマンションにおける保健・福祉の増進を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）第2条別表に掲げる以下の活動を行う。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② まちづくりの推進を図る活動
- ③ 環境の保全を図る活動
- ④ 災害救援活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ① 管理組合の組織運営に関する情報交換と調査研究。
- ② マンションの長期改修計画・実施、施設環境、法制、金融、に関する情報交換と調査研究。
- ③ 政府・地方公共団体その他関係諸団体との連携及び提言要望。
- ④ マンション管理に関する人材教育・育成。
- ⑤ 管理組合の運営に関する相談と実務支援。
- ⑥ マンション管理に関するイベントの企画。
- ⑦ この法人の事業に関する広報活動並びに資料の収集編集および刊行。
- ⑧ その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法における社員とする。

(1) 正会員

- ① 団体会員 この法人の趣旨に賛同する建物の区分所有等に関する法律（以下区分所有法という）に定める区分所有者の団体、及びその他の団体
 - ② 個人会員 この法人の趣旨に賛同する区分所有法で定める区分所有者及びその他の個人
- (2) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同し、事業の円滑推進に賛助する正会員以外の個人又は団体。

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、世話人会において別に定める書式によって世話人会代表に入会を申請しなければならない。この場合世話人会代表は、団体自治に支障がある等正当な理由がない限り入会を認める。但し、入会を認めない場合は、その理由を書面で本人に通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、世話人会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。
- 3 会費は、当年度中に納入しなければならない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、世話人会において別に定める書式を世話人会代表に提出して退会することができる。

- 2 会員は次の事由により資格を喪失する。
 - ① 団体の解散又は個人の死亡。
 - ② 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもこれに応じず、世話人会において支払い意思がないと認定した者。
 - ③ 除名されたとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決により除名することができる。但し、賛助会員の除名については世話会の議決により除名することができる。

- ① 定款又は総会の決議に違反したとき。
- ② この法人の秩序を著しく害し、又は、公序良俗に反する行為をしたとき。

- ③ この法人の目的に反する行為をしたとき。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置き、世話人は法に定める理事とする。

- ① 世話人10名以上20名以内
- ② 監事3名以内

(役員を選任)

第12条 役員は、総会において正会員（団体会員にあっては当該団体の構成員）の中から選任する。

- 2 監事は、世話人及びこの法人の職員を兼任することはできない。
- 3 世話人の互選により、次の役職を選定する。
 - ① 世話人会代表1名
 - ② 世話人会副代表1名
- 4 役員の内には、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(世話人の職務)

第13条 世話人会代表は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 世話人会副代表は、世話人会代表を補佐し、世話人会代表に事故があるとき、又は世話人会代表が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 世話人は、世話人会の構成員として、法令・定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

(監事の職務)

第14条 監事は次の業務を行うものとし、その執行にあたって必要なときはいつでも世話人に対して報告を求め、調査することができる。

- ① 世話人の業務執行の状況を監査すること。
- ② この法人の財産の状況を監査すること。
- ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- ④ 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
- ⑤ 1号、2号の点について世話人に個別に意見を述べ、必要により世話人会の招集を求めること。

(役員任期及び欠員補充)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 世話人又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員は、総会において出席者の過半数の決議により解任することができる。

(役員の報酬)

第17条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その業務執行に必要な費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、世話人会において別に定める。

(顧問)

第18条 この法人は、世話会の決議により、役員とは別に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、世話会代表の諮問に応じて助言を行い、又は世話会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。
- 3 顧問に関する必要事項は、世話会の議決を得て別に定める。

第4章 総 会

(総会の構成)

第19条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

- 2 正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べるができる。
- 3 総会は、定時総会と臨時総会とする。

(総会の権能)

第20条 総会はこの法人の運営に関する次の事項を議決する。

- ① 定款の変更
- ② 解散
- ③ 合併
- ④ 事業計画・収支予算及びその変更
- ⑤ 事業報告及び収支決算の承認
- ⑥ 役員の選任又は解任
- ⑦ 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- ⑧ その他世話会において重要であると認め付議された事項

(総会の開催)

第21条 定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。

- ① 世話人会が必要と認めたとき。
- ② 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して開催の請求があったとき。
- ③ 監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、世話人会代表が招集する。

2 世話人会代表は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内を開催日とする臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席正会員（団体会員にあっては当該団体の構成員）の中から選出する。

(総会の定足数)

第24条 総会においては、この定款に他に定めがない限り正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決と議決権数)

第25条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決する。

2 議決権数は、団体会員・個人会員とも各々1議決権とする。

(書面又は代理人による議決権行使)

第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、若しくは、団体会員の構成員又は他の個人会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事については、議長において議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した者の中からその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印した上、この議事録をこの法人の事務所において5年間備え置く。

第5章 世話人会

(世話人会の構成)

第28条 世話人会は、世話人をもって構成する。

- 2 世話人会は次の事項を議決する。
 - ① 総会の議決した事項の執行に関する事項。
 - ② 総会に付議すべき事項。
 - ③ 入会金・会費に関する事項
 - ④ 事務局構成・運営に関する事項
 - ⑤ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(世話人会の開催)

第29条 世話人会は、毎事業年度6回以上、世話人会代表が招集する。

- 2 世話人現在数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、世話人会代表はすみやかに世話人会を招集しなければならない。
- 3 世話人会代表が世話人会を招集するときは、会議に付議すべき事項並びに日時及び場所を示して、開催日の3日前までに、世話人及び監事に対し、通知しなければならない。但し、全役員の出席と同意があるときは、この招集手続きを得ずして直ちに開催することができる。

(世話人会の議事)

第30条 世話人会の議長は世話人会代表がこれにあたる。但し、世話人会代表に支障があるときは、世話人会副代表又は世話人会代表が指名する世話人がこれにあたる。

- 2 世話人会において世話人現在数の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 世話人会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか出席した世話人の過半数をもって決する。
- 4 監事は世話人会に出席して意見を述べるができるものとする。
- 5 世話人会の議事については、議長において議事録を作成し、議長及び出席世話人の中から選任された議事録署名人1人署名押印する。

第6章 支部

(支部の設置)

第31条 この法人の活動を日常的に促進するために、支部を置くことができる。

- 2 支部の組織運営については世話人会において別途定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 財産目録に記載された資産
- ② 寄付金品及び助成金

- ③ 入会金及び会費収入
- ④ 事業に伴う収入
- ⑤ 財産から生ずる収入
- ⑥ その他の収入

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、世話人会の議決を経て、世話人会代表が管理する。

- 2 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(収支予算及び決算)

第34条 この法人の事業計画及び収支予算は、総会で決定する。但し、事業年度開始までに、収支予算が決定されないときは、世話人会の議決を経て、前年度の予算を基準として執行し、それによる収入支出は、成立した予算の収入支出とすることができる。

- 2 収支決算は事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書とともに、監事の監査をうけ、監査報告書を添えて総会の承認を得なければならない。
- 3 この法人の会計については、一般会計のほか、必要により特別会計を設けることができる。
- 4 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし、構成員に配分してはならない。

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まりその年の12月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款を変更するときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第37条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- ① 総会の決議
 - ② 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - ③ 正会員の欠亡
 - ④ 合併
 - ⑤ 破産手続き開始の決定
 - ⑥ 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第37条の2 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

第9章 事務局

(設置)

第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には所要の職員を置く。
- 3 職員は世話人会代表が任免する。
- 4 世話人は職員を兼職することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、世話人会において定める。

(備付け書類)

第39条 事務局は事務所において、役員名簿並びに定款、その認証及び登記に関する書類の写しを備え置かなければならない。

- 2 事務局は毎事業年度初めの3か月以内に、前事業年度における下記の書類を作成し、これらを、その翌々事業年度の末日までの間、事務所に備え置かなければならない。
 - ① 前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び収支計算書
 - ② 役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿）
 - ③ 前号の役員名簿に記載された者のうち前事業年度において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面
 - ④ 前事業年度において正会員であった10人以上の者の氏名（法人にあってはその名称及び代表者氏名）及び住所又は居所を記載した書面

(閲覧)

第40条 会員及び利害関係人から前条の備付けの書類の閲覧請求があったときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第10章 雑 則

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

(委任)

第42条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は世話人会の議決を経て、世話人会代表が別に定める。

附 則

1. この定款は、この法人成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員並びにその役職は、第12条第1項及び第3項の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとし、その任期は第15条第1項の規定にかかわらず2002年3月31日までとする。

世話人会代表	佐藤 隆夫
世話人会副代表	高橋 勇
世話人	浅籾 克巳
同	梶浦 恒男
同	竹内 哲
同	巽 京子
同	田代 廣成
同	永砂 義明
同	西野 三郎
同	和田 繁夫
監事	江本 宣孝
同	竹島 三郎

3. この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第34条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. この法人の設立初年度の事業年度は、第35条の規定にかかわらず、成立の日から2001年12月31日までとする。
5. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員

①団体会員	入会金	会費年額
管理組合団体		
50戸以上	15,000円	15,000円+1戸当たり200円
50戸未満	9,000円	9,000円+1戸当たり200円
その他の団体	20,000円	20,000円
②個人会員	7,200円	7,200円

賛助会員

個人	7,200円	7,200円
団体	20,000円	20,000円

6. この法人が成立する時点における関西分譲共同住宅管理組合協議会会員については入会金を免除する。